

社会福祉法人ゆたか会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか会（以下「当法人」という。）定款第6条第3項、第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償の支給要件)

第3条 理事・監事が理事会に出席したとき

- 2 役員等が評議員会に出席したとき
- 3 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たったとき
- 4 役員等が評議員選任・解任委員会に出席したとき
- 5 同条第1項～4項のうち職員が役員等の場合は支給しない

(費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、日額3,000円を支給する。

2 交通費の実費が費用弁償の額を超える場合には、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改正)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。なお、平成20年4月1日施行の役員等の費用弁償規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、評議員会の決議を得て、平成29年6月27日から施行する。